

令和6年(7)第37号 美浜原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

抗告人 林広和ほか8名

相手方 関西電力株式会社

抗告審準備書面(12)

(相手方抗告審主張書面(4)に対する反論)

2025年6月27日

名古屋高等裁判所金沢支部御中

抗告人ら代理人 弁護士 河 合 弘 之

同 井 戸 謙 一

同 笠 原 一 浩

ほか

【目次】

第1 人格権に基づく原子力発電所以外の「一般の危険施設」の建設、操業等の差止請求事件に関する裁判例について	2
1 従前の議論	2
2 抗告人らの反論	2
第2 伊方最高裁判決の趣旨並びに福岡高裁宮崎支部平成28年決定及びその後の下級審裁判例についで	5
1 伊方最高裁判決について	5
2 宮崎支部決定後の下級審の判断について	6
3 「具体的危険でありさえすれば万が一の危険で足りる」とした裁判例について	6
4 立証責任分配論において重視されるべき理念について	7
第3 結語	9

【本文】

原告人らが述べた立証責任論に対し、相手方は、抗告審主張書面(4)で反論をしてきた。本準備書面においては、これに対する必要な反論をする。

第1 人格権に基づく原子力発電所以外の「一般の危険施設」の建設、操業等の差止請求事件に関する裁判例について

1 従前の議論

- (1) 原告人らは、抗告審準備書面(5)において、「一般の危険施設」の建設、操業等の差止請求訴訟や仮処分申立事件では、裁判所は、原告・債権者(以下「原告」という。)の立証責任を緩和し、あるいは事実上立証責任を被告・債務者(以下「被告」という。)に転換してきたと主張し、そのいくつかの具体例を示した。
- (2) これに対し、相手方は、抗告審主張書面(4)において、人格権侵害の主張立証責任を原告等に負わせ、その軽減も認めていない裁判例が多数あると主張する(6～7頁)。

2 原告人らの反論

- (1) 原告人らが抗告審準備書面(5)で主張したことは、「一般の危険施設」の建設、操業等の差止請求訴訟や仮処分申立事件において、裁判所は、当事者の実質的公平を実現するため、原告住民側の立証の困難、証拠・資料との距離、証明の公平な負担の見地、公害が発生したときの被害の重大性、資料収集能力の格差等を考慮して、様々な工夫をしてきたということである。もちろん、中には、そのようは配慮、検討をすることなく、民訴法の原則どおり、原告側に負わせた裁判例も存在する(被告が指摘する大阪地裁平成3年6月6日判決、高松高裁昭和61年11月18日判決等はその例である。)
- (2) しかし、原告人ら抗告審準備書面(5)で指摘したように、多くの裁判例は、原告の立証責任を軽減したり、事実上の転換をする等して当事者の実質的公平を図ってきたのである。相手方が立証責任を原告住民側に負わせた判決として指摘する広島高裁昭和59年11月9日判決(甲302号証)も、このように判示している。

「事前差止めを求める場合は、被害が現実化していないため、被害発生の過程、その因果関係を把握するのが困難であり、殊に公害訴訟の場合、一般的には、建設者が調査の対象、資料、能力、資力を手中にし、申立人はその領域に立ち入れないという事情が存在する。

しかし、公害訴訟も民事訴訟の一種であるから、相手方の行為により被害を受ける蓋然性のあることの立証責任は、これを主張する側に存在する。ただし、立証の難易につき双方に前記のような差異が存する関係から、公平の観念上、心証形成の過程において、双方の証拠資料の証明力の判定につきおのずから配慮することになり、本件においても同様である。」

すなわち、同判決は、立証の難易の問題を立証責任や立証負担の分配の局面ではなく、心証形成の局面で配慮して当事者の実質的公平を計ろうとしたのであって、そのような配慮、検討をしなかった裁判例とは異なることに留意が必要である。

(3) 当事者の実質的公平を図る手法を示した裁判例として、追加で次の2例を示す。

ア 水戸地裁平成17年7月19日判決(判例時報1912号83頁、甲303号証)

これは、水戸市内に居住している住民が安定型産業廃棄物最終埋立処分場(「本件処分場」)を建設、使用、操業しようとしている被告に対して、有害物質が水道水に混入することによって、生命や健康を損なうことのない水を確保する原告らの権利を侵害する恐れがあるとして、本件処分場の建設、使用、操業の差止めを求めた事案である。

裁判所は、詳細な検討を重ねた上、①当該廃棄物処分場に「有害物質」が搬入され、埋め立てられることが合理的に疑われること、②当該廃棄物処分場に埋め立てられた「有害物質」が当該廃棄物処分場外に漏出することが合理的に疑われること、③漏出した「有害物質」がある場合には、水道、ひいては原告らの蛇口まで到達することが合理的に高度の蓋然性をもって肯定されることを立証する責任があり、これらの立証がされれば、法的因果予測の面の証明はあったものというべきであり、当該廃棄物処分場設置者である被告において、④当該廃棄物処分場には「有害物質」が搬入されることはないこと、又は⑤仮に搬入されても、

埋め立てられることはないこと、又は⑥仮に埋め立てられても、「有害物質」が当該廃棄物処分場外に漏出することはないことを立証しない限り、原告の請求が認められる旨の判断をした。ここで、上記①が「搬入され、埋め立てられること」ではなく、「搬入され、埋め立てられることが合理的に疑われること」であり、②が「漏出すること」ではなく「漏出することが合理的に疑われること」であることに注意されたい。裁判所は、立証責任ないし負担の分配だけでなく、立証事項についても、当事者の実質的公平を図るために細やかな配慮をされたことが分かる。

イ 千葉地裁平成19年1月31日判決(判例時報1988号66頁、甲304号証)

これは、産業廃棄物最終処分場(本件処分場)の建設、使用及び操業を予定している業者である被告に対し、周辺住民である原告らが、地下水汚染等による人格権侵害等を理由として、本件処分場の建設、使用、操業の差止めを求めた事案である。

裁判所は、「被告が処分場を操業する者として専門的な対策を講じるべき立場にあり、廃掃法が共同命令¹の遵守の有無を一つの基準として設置の許否を決すべきものとしていること、共同命令は、科学的知見及び技術基準を踏まえつつ、最終処分場に対する国民の不安感を払拭することをとも考慮した上で、最終処分場の安全性を確保するために策定されたものであること、事業者は環境保全義務を負っている(環境基本法8条)こと等に鑑み、証明の公平な分担の見地から、「有害物質が本件処分場に搬入されること」「流出した有害物質が原告らのもとに到達すること」「原告らの利益が侵害されること」については原告らが立証責任を負うが、「搬入された有害物質が本件処分場外に流出しないこと」については被告が立証責任を負う旨判示し、一部の要件の立証責任を被告側に負担させた。

(4) 以上のように、「一般の危険施設」の建設、操業等の差止め請求訴訟や仮処分申立事件において、裁判所は、一部の例外を除いて当事者の実質的公平を図るために細やかな配慮をした上で、立証責任や立証負担の分配

¹ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める命令」のこと

を定めてきたのであって、単純に民事訴訟の原則を適用するだけではないという判決や決定は、少数なのである。

第2 伊方最高裁判決の趣旨並びに福岡高裁宮崎支部平成28年決定及びその後の下級審裁判例について

1 伊方最高裁判決について

- (1) 相手方は、「伊方最高裁判決は、客観的主張立証責任を被告行政庁に転換したものではない」と主張する。
- (2) 原告人らは、原告審準備書面(5)7～9頁において、なぜ、伊方最高裁判決について、立証責任が「原告から被告行政庁に事実上転換された」というべきなのかを詳細に論証した。被告がその結論を否定するのであれば、原告人らの論証過程のどこに誤りがあるのか具体的に指摘すべきである。その指摘をしないで、結論として、「客観的主張立証責任を被告行政庁に転換したものではない」と主張されても、原告人らは反論できない。なお、原告人らは、「客観的主張立証責任を被告行政庁に転換した」と主張したものではなく、「事実上転換された」と主張したことにご留意いただきたい。伊方最高裁判決自体は「立証責任を転換した」などとは一言も言っていないが、同判決が判示する内容を検討すれば、「事実上転換された」と評価せざるを得ないのである。

相手方は、伊方最高裁判決について、「審理判断の対象たる『被告行政庁の判断に不合理な点があること』について原告らと被告行政庁の双方が主張立証を尽くしたが真偽不明となった場合に、原告らが勝訴するという立場をとったものではない。」と主張する(相手方原告審主張書面(4)8頁)が、これは誤りである。

なぜなら同判決は、「被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」と判示しているからである。「被告行政庁の判断に不合理な点がないこと」について被告が主張、立証を尽くさない場合、すなわち「被

告行政庁の判断に不合理な点がないこと」が真偽不明となった場合は、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」、すなわち原告らが勝訴することを最高裁判決自身が明記しているのである。なお、この「推認」が破れることがあり得ないことは、抗告人ら抗告審準備書面(5) 8頁20行目～末行で説明したとおりである。

2 宮崎支部決定後の下級審の判断について

- (1) 抗告人らが、福岡高裁宮崎支部平成28年決定後の下級審裁判例は、同決定が採用した「伊方最高裁判決転用是正型」を採用するのが主流になった旨主張し、具体的な裁判例を指摘した（抗告人ら抗告審準備書面(5) 15～16頁）のに対し、相手方は、「抗告人らが指摘した裁判例は、宮崎支部決定以降の裁判例のごく一部にすぎず、むしろ多数の裁判例は、宮崎支部決定と異なる立場をとっている」旨主張し、具体的な裁判例を指摘する（相手方抗告審主張書面(4) 8～9頁）。
- (2) 抗告人らが指摘した裁判例は9例であるのに対し、相手方が指摘した裁判例は8例であるが、数字の多寡を比較する意味は乏しい。大切なのは、どちらの考え方が、原子力発電所の運転差止請求訴訟の特質を踏まえての当事者の実質的公平に資するのか、伊方最高裁判決が示した考え方、その価値判断の実質的理由を踏まえているのかである。そして、その結論は自ずと明らかである。

3 「具体的危険でありさえすれば万が一の危険で足りる」とした裁判例について

- (1) 相手方は、福井地裁平成26年5月21日判決及び同地裁平成27年4月14日決定がいずれも取り消されたことを指摘している。
- (2) 抗告人らが上記判決及び決定に言及したのは、これらの判決、決定が原子力発電所事故の特質を丁寧に検討して、それに相応しい立証命題を構築したことを紹介したのである。判決や決定が上級審で取り消されても、危険施設及び同施設が起こす事故を踏まえて当事者の実質的公平を実現し得る判断枠組みを構築することこそが裁判官が果たすべき責であることに変わりはない。

4 立証責任分配論において重視されるべき理念について

- (1) 相手方は、「人格権に基づく妨害予防請求が、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであることに鑑みれば、この原則（引用者注：自己に有利な法律効果の発生を主張する者がその法律効果の発生を基礎づける事実について主張立証責任を負うとの原則）は、軽々に修正されるべきものではない。」と主張する（相手方抗告審主張書面(4) 12頁）。

原子力発電所の運転が「相手方が本来行使できる権利や自由」であるとする相手方の認識は心得違いも甚だしい。我が国の法制上、発電用原子炉の設置は一般的に禁止されており、原子力規制委員会の許可処分（すなわち禁止の解除処分）を受けた原子炉だけが例外的に設置を許されるのである。一般的に禁止されているのは、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」のためであり（原子力基本法第2条2項）、国に「原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じる」義務があるから（同法第2条の2の2項）である。したがって、許可処分の是非は厳密に検討されなければならない。

- (2) 被告は、「所定の許認可を受けて本件発電所を運転している以上、そうであるにもかかわらず、抗告人らが安全性を欠き抗告人ら個々人の人格権を侵害する具体的危険があると主張するのであれば、抗告人らがその主張疎明の負担を負うのはむしろ当然」と主張する（相手方抗告審主張書面(4) 12～13頁）。

これは、伊方最高裁判決の趣旨にも抵触する考え方である。伊方最高裁判決は、「被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある」と判示したのである。一般に、行政処分の取消訴訟における行政処分の違法性の立証責任は原告にあるというのが原則である。しかし、伊方最高裁判決は、「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していること」等を指摘して、原子炉設置許可処分に限っては、例外であるとしたのである。この趣旨は、原子力発電所の安全性についての

資料のすべてを被告事業者が所持している原発運転差止め請求訴訟においても貫かれなければならない。原子力規制委員会の会合やその資料がウェブサイトで公開されていても、それは、安全性に関する資料の一部に止まる（例えば相手方は、原子力規制委員会に対し、所有する原子炉の監視試験片のデータを送っておらず、原子力規制委員会はそのデータの確認もしないで設置変更許可申請をしていたことが明らかになっている。住民が原子力規制委員会のウェブサイトをいくら丁寧にチェックしても、監視試験片のデータを入手することはできないのである。）のであって、証拠の偏在という問題は、伊方最高裁判決当時と基本的に変わっていない。

- (3) 相手方は、「原告人らを『被害者』とみなしてその保護のために原告人らの主張立証責任を軽減ないし相手方に転換すべきなどとはいえない。」と主張する（相手方原告審主張書面(4) 14頁）。

原告人らは、本件原発の被害者である。重大事故が発生すれば甚大な被害を受けるだけでなく、その発生前においても、いつ本件原発で重大事故が発生するか、常にその恐怖を抱えながら生活しなければならない。そのこと自体が「被害」である。福島の人たちが受けた過酷な体験は、明日は原告人らに降りかかるかもしれないのである。

相手方は、原子力発電所が事故を起こしたときに膨大な人々や環境に与える深刻かつ永続的な被害を理解しようとししていない。福島原発事故では16万人もの人々が平穏な生活を、生業を、突然奪われ、長期にわたって避難することを余儀なくされ、14年以上が経過した今なお、数万人の人が避難生活を続けているのである。福島第一原発の廃炉作業は遅々として進まず、損傷した同原発に再び大地震が襲い掛かれば、14年前の事故と同様、あるいはそれ以上の事故にすらなりかねないのが今の現実である。原告人らは、一般の危険施設の建設、操業等の差止請求訴訟の判決・決定において示された立証責任論を参照すべきだと主張したが、産業廃棄物の最終処分場やゴミ焼却場が周辺住民や周辺環境に与える被害と原発重大事故が与える被害とは比較の対象にすらならない。仮に一般の危険施設の建設、操業等の差止請求訴訟において、立証責任が全面的に原告住民に課されているとしても、原子力発電所の運転差止め請求訴訟

だけは、被告事業者に立証責任ないし立証の負担が課されなければならない。それは、伊方最高裁判決が述べたように、「万が一」の事故を防ぐためである。

原子力安全・保安院が審査し、原子力安全委員会が審査・助言を行い、経産大臣が設置許可処分をした福島第一原発があの大事故を起こしたのである。原子力規制委員会が審査及び設置許可権限を持つようになった現在においても、原子力規制委員会の判断の信頼性が福島原発事故前よりも格段に上がったという根拠はない。

第3 結語

原子力発電所の重大事故を万が一にも起こさない責任は、最終的には司法にある。福島原発事故後、最高裁は、避難者が起こした損害賠償請求訴訟において福島原発事故が発生したことについての国の責任を否定し、東京電力の役員たちの刑事責任を否定し、東京高裁は、東京電力の役人たちの民事責任も否定した。最高裁や東京高裁によれば、国や東京電力は果たすべき職責を果たしたというのである。国や事業者がその職責を果たしても重大事故が防げないのであれば、そもそも人智によっては危険性を管理できない原子力発電所の運転を容認している立法の違憲性が問題にされるべきであるし、最後の責任を持つ司法は、その安全性を極めて厳しくチェックしなければならない筈である。

ウクライナを攻撃したロシアも、イランを攻撃したイスラエルも、まず標的にしたのは原子力施設だった。将来、もし日本が戦争に巻き込まれることがあれば、まず原子力発電所が攻撃の対象となることが認識されなければならない。現実の国際情勢は、原子力発電所を所有していることが国防上の深刻な弱点であることを如実に示している。日本の原子力発電所がミサイルで攻撃されるリスクが現実のものになりつつある。ミサイルによって原子炉が直接破壊されれば、新設原発も老朽原発も危険は変わらないかもしれないが、一部が破壊されたり、給水系統や電気系統が破壊された場合に、重大事故に至らずに持ちこたえる能力は、老朽原発ほど脆弱であることは明らかである。中性子照射脆化によって原子炉容器が破壊する危険も現実のものである。真に日本の人々、国土を護るためには、全国の原子力発電所を速やかに廃炉にすることが

必要である。それが直ちにできないとしても、せめて老朽原発の運転を停止して、速やかに廃炉にすることは喫緊の課題であるというべきである。今、それができるのは、司法しかない。

以上